

PCB 特別措置法改正による装置の廃棄についてのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の分析装置を御愛顧頂きましてありがとうございます。

表題の「弊社装置の廃棄について」を御連絡申し上げます。

弊社 X 線回折装置、蛍光 X 線分析装置の高圧トランスに「微量 PCB 混入の可能性が否定できないコンデンサ」が含まれております。

弊社が製造した高圧トランスに使用したコンデンサに PCB 混入の可能性がある事をコンデンサメーカーより 2011 年 9 月に連絡を受けました。

弊社にて数社あるコンデンサメーカーの調査を行い、弊社 X 線回折装置、蛍光 X 線分析装置の以下の対象装置につきまして「微量 PCB 混入の可能性が否定できないコンデンサ」が含まれていることが判明致しました。

<対象装置>

- 封入管使用の装置：1990 年 4 月 20 日以前に製造された装置
- 回転対陰極管使用の装置：1991 年 4 月 20 日以前に製造された装置

上記に該当する弊社 X 線回折装置、蛍光 X 線分析装置を御購入されましたお客様に本書面にて御連絡申し上げます。

高圧トランスを廃棄処分される前に、コンデンサの PCB 濃度分析を検査機関に依頼し、該当部品が PCB 廃棄物に該当するか否かの確認をお願い致します。

以下に、本件のお客様の対応方法についてご案内致しますので、事情ご考察の上、ご対応のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 上記<対象装置>記載の装置をご使用又は保管されていることをご確認下さい。
(上記装置に用いられている高圧トランスには、「微量 PCB 混入の可能性が否定できないコンデンサ」が含まれております。
2. お客様が、当該高圧トランスを廃棄される前に、高圧トランス内のコンデンサの微量 PCB 濃度を検査機関に分析を依頼して頂き、適正な廃棄処理をお願い致します。
検査機関で PCB 濃度分析した結果、コンデンサに微量 PCB 汚染が確認された場合 (0.5mg/kg を超過した場合) は、PCB 廃棄物となり、廃棄物処理法、PCB 特別措置法に基づく対応が必要です。
PCB 廃棄物として適正に保管等の処理を行うと共に、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないほか、都道府県知事又は政令市長に対して保管等の届出をしなければなりません。なお、PCB 廃棄物に該当しない場合 (0.5mg/kg 以下の場合) は一般産業廃棄物として処理が可能です。

- ・ 関連法令：廃棄物処理法
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC000000137
- ・ PCB 特別措置法
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413AC000000065
- ・ 関連告示：環境省告示第 69 号 <http://www.env.go.jp/hourei/add/k024.pdf>
環境省告示第 72 号
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/14516.pdf>
環境省 PCB 廃棄物処理基本計画
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/plan/211110.pdf>
- ・ 関連通達：環境省通達環廃産発第 051219001 号「低濃度 PCB 汚染物の届出等の徹底について」
https://www.ksdh.or.jp/service/security/pdf/ref_h171219.pdf
- ・ 微量 PCB 検査機関：分析が可能な会員一覧（社団法人 日本環境測定分析協会）
https://www.jemca.or.jp/wp-content/uploads/2017/07/pcb_mem_list17.pdf
- ・ PCB 廃棄物の届出についての問い合わせ窓口
【別紙 1】“PCB 特措法についての問い合わせ窓口”を参照してください。

3. 本件に関するお問い合わせ先

■ X 線回折装置：

株式会社リガク サービス事業部国内サービス部東日本コールセンター
TEL 042-545-8185 / FAX 042-545-7986 E-mail xrd-ts@rigaku.co.jp

■ 蛍光 X 線分析装置：

株式会社リガク サービス事業部国内サービス部西日本コールセンター
TEL 072-693-3780 / FAX 072-694-3722 E-mail xrf-os@rigaku.co.jp

尚、装置に関する問い合わせは、以下を確認の上ご連絡をお願い致します。

・ X 線回折装置の場合：

- ・ 装置名称
- ・ 装置 ID
- ・ X 線発生装置部銘板の記載情報（CAT.NO.， SERIAL， DATE）
- ・ 高圧トランス銘板の記載情報（MODEL、 SERIAL）
- ・ 納入年月日

・ 蛍光 X 線分析装置の場合：

- ・ 装置名称
- ・ 装置銘板の記載情報（SYSTEM， SERIAL， DATE）
- ・ 高圧トランス銘板の記載情報（SERIAL， DATE）
- ・ 納入年月日

詳細は【別紙 2】“問合せの際の装置に関する確認事項”を参照してください。

【別紙1】“PCB特別措置法についての問合せ窓口”

「PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」(2017 年 7 月 31 日現在)より

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/pdf/full9.pdf

都道府県		
北海道	環境生活部環境局循環型社会推進課	(011) 204- 5199
青森県	環境生活部環境保全課	(017) 734- 9248
岩手県	環境生活部資源循環推進課	(019) 629- 5366
宮城県	環境生活部循環型社会推進課	(022) 211- 2463
秋田県	生活環境部環境整備課	(018) 860- 1624
山形県	環境エネルギー一部循環型社会推進課	(023) 630- 2323
福島県	生活環境部産業廃棄物課	(024) 521- 7264
茨城県	生活環境部廃棄物対策課	(029) 301- 3027
栃木県	環境森林部廃棄物対策課	(028) 623- 3107
群馬県	環境森林部廃棄物・リサイクル課	(027) 226- 2824
埼玉県	環境部産業廃棄物指導課	(048) 830- 3148
千葉県	環境生活部廃棄物指導課	(043) 223- 2757
東京都	環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課	(03) 5388- 3573
神奈川県	環境農政局環境部資源循環推進課	(045) 210- 4154
新潟県	県民生活・環境部廃棄物対策課	(025) 280- 5161
富山県	生活環境文化部環境政策課	(076) 444- 9618
石川県	環境部廃棄物対策課	(076) 225- 1474
福井県	安全環境部循環社会推進課	(0776) 20- 0318
山梨県	森林環境部環境整備課	(055) 223- 1518
長野県	環境部資源循環推進課	(026) 235- 7187
岐阜県	環境生活部廃棄物対策課	(058) 272- 8217
静岡県	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課	(054) 221- 2424
愛知県	環境部資源循環推進課	(052) 954- 6237
三重県	環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課	(059) 224- 2475
滋賀県	琵琶湖環境部循環社会推進課	(077) 528- 3474
京都府	環境部循環型社会推進課	(075) 414- 4718
大阪府	環境農林水産部環境管理室事業所指導課	(06) 6210- 9583
兵庫県	農政環境部環境管理局環境整備課	(078) 362- 3281
奈良県	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課	(0742) 27- 8747
和歌山県	環境生活部環境政策局循環型社会推進課	(073) 441- 2692
鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	(0857) 26- 7684
島根県	環境生活部廃棄物対策課	(0852) 22- 6151
岡山県	環境文化部循環型社会推進課	(086) 226- 7308
広島県	環境県民局産業廃棄物対策課	(082) 513- 2963
山口県	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課	(083) 933- 2988
徳島県	県民環境部環境指導課	(088) 621- 2269
香川県	環境森林部廃棄物対策課	(087) 832- 3226
愛媛県	県民環境部環境局循環型社会推進課	(089) 912- 2358
高知県	林業振興・環境部環境対策課	(088) 821- 4523
福岡県	環境部廃棄物対策課	(092) 643- 3364
佐賀県	県民環境部循環型社会推進課	(0952) 25- 7108
長崎県	環境部廃棄物対策課	(095) 895- 2373
熊本県	環境生活部環境局循環社会推進課	(096) 333- 2278
大分県	生活環境部廃棄物対策課	(097) 506- 3127
宮崎県	環境森林部循環社会推進課	(0985) 26- 7083
鹿児島県	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課	(099) 286- 2596
沖縄県	環境部環境整備課	(098) 866- 2231

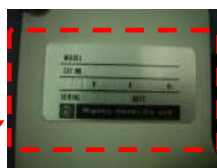
政令で定める市		
札幌市	環境局環境事業部事業廃棄物課	(011) 211- 2927
函館市	環境部環境対策課	(0138) 51- 0740
旭川市	環境部環境指導課	(0166) 25- 6369
青森市	環境部廃棄物対策課	(017) 761- 4012
盛岡市	環境部廃棄物対策課	(019) 626- 7573
仙台市	環境局廃棄物事業部廃棄物指導課	(022) 214- 8235
秋田市	環境部廃棄物対策課	(018) 888- 5713
郡山市	生活環境部廃棄物対策課	(024) 924- 3171
いわき市	生活環境部廃棄物対策課	(0246) 22- 7604
宇都宮市	環境部廃棄物対策課	(028) 632- 2929
前橋市	環境部廃棄物対策課	(027) 898- 5953
高崎市	環境部産業廃棄物対策課	(027) 321- 1325
さいたま市	環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課	(048) 829- 1607
川越市	環境部産業廃棄物指導課	(049) 239- 7007
越谷市	環境経済部産業廃棄物指導課	(048) 963- 9188
千葉市	環境局資源循環部産業廃棄物指導課	(043) 245- 5682
船橋市	環境部産業廃棄物指導課	(047) 436- 3810
柏市	環境部産業廃棄物対策課	(04) 7167- 1696
八王子市	資源循環部廃棄物対策課	(042) 620- 7458
横浜市	資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課	(045) 671- 2513
川崎市	環境局生活環境部廃棄物指導課	(044) 200- 2596
横須賀市	資源循環部廃棄物対策課	(046) 822- 8523
相模原市	環境経済局資源循環部廃棄物指導課	(042) 769- 8335
新潟市	環境部廃棄物対策課廃棄物指導室	(025) 226- 1411
富山市	環境部環境政策課	(076) 443- 2178
金沢市	環境局環境指導課	(076) 220- 2521
長野市	環境部廃棄物対策課	(026) 224- 7320
岐阜市	環境事業部産業廃棄物指導課	(058) 214- 2170
静岡市	環境局廃棄物対策課	(054) 221- 1364
浜松市	環境部産業廃棄物対策課	(053) 453- 6110
名古屋市	環境局事業部廃棄物指導課	(052) 972- 2392
豊橋市	環境部廃棄物対策課	(0532) 51- 2410
岡崎市	環境部廃棄物対策課	(0564) 23- 6871
豊田市	環境部廃棄物対策課	(0565) 34- 6710
大津市	環境部産業廃棄物対策課	(077) 528- 2062
京都市	環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課	(075) 366- 1394
大阪市	環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	(06) 6630- 3284
堺市	環境局環境保全部環境対策課	(072) 228- 7476
高槻市	産業環境部資源循環推進課	(072) 669- 3695
東大阪市	環境部産業廃棄物対策課	(06) 4309- 3207
牧方市	環境部環境総務課	(072) 807- 6211
豊中市	環境部減量推進課	(06) 6858- 3070
神戸市	環境局事業系廃棄物対策部	(078) 322- 6428
姫路市	環境局美化部産業廃棄物対策課	(079) 221- 2418
尼崎市	経済環境局環境部産業廃棄物対策担当	(06) 6489- 6310
西宮市	環境局環境総括室産業廃棄物対策課	(0798) 35- 3277
奈良市	環境部環境事業室産業廃棄物対策課	(0742) 71- 2226
和歌山市	市民環境局環境部産業廃棄物課	(073) 435- 1221
岡山市	環境局産業廃棄物対策課	(086) 803- 1303

倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課	(086) 426- 3385
広島市	環境局業務部産業廃棄物指導課	(082) 504- 2225・2226
呉市	環境部環境政策課	(0823) 25- 3302
福山市	経済環境局環境部廃棄物対策課	(084) 928- 1168
下関市	環境部廃棄物対策課	(083) 252- 7152
高松市	環境局環境指導課	(087) 839- 2380
松山市	環境部廃棄物対策課	(089) 948- 6959
高知市	環境部廃棄物対策課	(088) 823- 9427
北九州市	環境局環境監視部環境監視課	(093) 582- 2175
福岡市	環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課	(092) 711- 4303
大牟田市	環境部廃棄物対策課	(0944) 41- 2732
久留米市	環境部廃棄物指導課	(0942) 30- 9148
長崎市	環境部廃棄物対策課	(095) 829- 1159
佐世保市	環境部廃棄物指導課	(0956) 20- 0660
熊本市	環境局資源循環部ごみ減量推進課事業ごみ対策室	(096) 328- 2365
大分市	環境部産業廃棄物対策課	(097) 537- 7953
宮崎市	環境部廃棄物対策課	(0985) 21- 1763
鹿児島市	環境局資源循環部廃棄物指導課	(099) 216- 1289
那覇市	環境部廃棄物対策課	(098) 951- 3231

【別紙2】 “問合せの際の装置に関する確認事項”

■ X線回折装置の場合：

- ・装置名称
- ・装置 ID
- ・X線発生装置部銘板*¹の記載情報（CAT.NO.， SERIAL， DATE）
- ・高圧トランス銘板*²の記載情報（MODEL， SERIAL）
- ・納入年月日



X線発生装置部
銘板（一例）

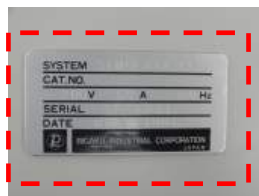


X線発生装置部銘板*¹
(装置後部に表示しています)

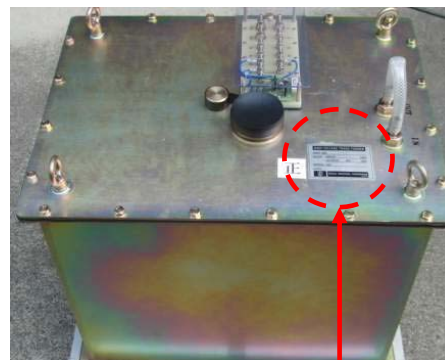
高圧トランス銘板*²
(装置内部に収納しています)

■ 蛍光 X線分析装置の場合：

- ・装置名称
- ・装置銘板*³の記載情報（SYSTEM， SERIAL， DATE）
- ・高圧トランス銘板*²の記載情報（SERIAL， DATE）
- ・納入年月日



装置銘板（一例）



装置銘板*³
(装置後部に表示しています)

高圧トランス銘板*²
(装置内部に収納しています)